

「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）のご案内

「調整給付金」とは？

令和6年度分の町県民税所得割から「定額減税」が行われます。

その際、定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、当該定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」が支給されます。

支給対象者

定額減税の対象で定額減税額が令和6年分推計所得税（令和5年分所得税額）または令和6年度分町県民税所得割額を上回る（減税しきれない）方です。

ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を越える方は対象外となります。

※支給対象の方には、確認書が送付されます。

支給金額

所得税分

定額減税可能額
3万円×（減税対象人数）

－

令和6年分推計所得税
（令和5年分所得税額）

=

所得税分控除不足額 ①

町県民税分

定額減税可能額
1万円×（減税対象人数）

－

令和6年度町県民税
所得割額

=

町県民税分控除不足額 ②

調整給付額

①

+

②

=

調整給付額

（1万円単位で切り上げ）

《調整給付額の計算例》

- ・ 家族構成 夫（納税者）、夫の扶養（妻（控除対象配偶者）、子（小学生））
- ・ 夫の税額 所得税2.5万円、町県民税所得割額1万円（定額減税前）

所得税分

定額減税可能額
3万円×3人＝9万円

－

令和6年分推計所得税
2.5万円

=

所得税分控除不足額
6.5万円 ①

町県民税分

定額減税可能額
1万円×3人＝3万円

－

令和6年度町県民税
所得割額 1万円

=

町県民税分控除不足額
2万円 ②

調整給付額

① (6.5万円)

+

② (2万円)

=

9万円
（8.5万円を1万円単位に切上）

給付金の支給手続き

対象の方には市区町村（※）から確認書をお届けします。

（※）令和6年度個人住民税課税自治体



1. 確認書と必要書類を返送（郵送の場合）

2. オンラインによる申請手続き

※ 1 または 2 のどちらかで**申請手続きが必要**です。



審査の上、順次、給付金を口座振込いたします。

※町が確認書を受理した日から3～4週間後が目安です。

その他

！ 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署や警察相談専用電話(＃9110)か町税務課にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

平内町 税務課

T E L 017-755-2115

受付時間 8:15～17:00（土日祝を除く）

メール tyouseikyufu@town.hiranai.aomori.jp